

平成27年度市政懇話会
市長と創ろう「快国」のまち



10月7日（水） 市民文化会館	10月26日（月） 須原区民会館	11月12日（木） 柿崎公民館
10月8日（木） 稻生沢公民館	10月27日（火） 朝日公民館	11月16日（月） 外浦区集会場
10月13日（火） 基幹集落センター	10月30日（金） 大賀茂区公会堂	11月18日（水） 白浜公民館
10月19日（月） 下田市役所	11月5日（木） 田牛区集会場	11月20日（金） 白浜小学校体育館
10月20日（火） 加増野ポーレポーレ	11月11日（水） 須崎漁民会館	11月24日（火） 旧板戸公民館

市長の市政に対する思いや政策、方針などをお伝えさせていただくとともに、地域に根ざした皆さまのお考えやご意見をお聞かせいただき、市政に反映させたいと考えております。

予約は不要ですので直接会場にお越しください。

問合せ先	市参加者	内容
①市政について	市長、副市長、教育長、関係課長	
②新庁舎について		
③その他		

開催時間 19時～20時30分
☎ 2211-2211 総務課秘書広報係

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることになります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることもあります。周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

- ・国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却（防災訓練など）
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼きなど）
- ・農林業者が作業に伴つて行

ごみの野焼きは
禁止されています！
なぜ、野焼きは
いけないのか？

うやむを得ないものとして
行う焼却
これらは軽微な焼却
方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をやめています。

・焚き火など、近隣の方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をやめています。
なお、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などの焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

今までの保険証（クリーム色）は、有効期限（9月30日）が過ぎたら細かく裁断し破棄してください。

お願い
禁止の例外とされている焼却であつても、特に住宅地に近い田畠で行われる焼却は苦情が多くありますので、燃えるごみの日に出せるものはできる限り出していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。

・お願い

やむを得ず焼却を行う場合であつても、天候や時間帯などに注意し、迷惑をかけないよう、近所の方々のご理解を得るようにしてください。

皆が気持ちよく生活していただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎ 2211-2213

10月1日から
新しい国民健康保険証を使用してください

・他の健康保険証（社会保険など）と重複している方はいませんか
・加入者に漏れはありませんか
・転居・転出など住所を変更した方はいませんか
・氏名や生年月日に誤りはありませんか
いずれかに該当する場合は届出が必要です。市民保健課
国保年金係（窓口③）で手続きをしてください。
※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課
収納係で窓口交付させていただく場合があります。

確認事項

市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 223922